

大阪市長 關 淳 一													
		汚 水 量	p H	BO D	CO D	SS	油分	T- P	T- N	ふ っ 素	ほ う 素	シ ア ン	銅
硫 酸 工 場 原 水	通 常	16	6.0	30	25	10	2	0.5	13	0.1	-	-	-
	最 大	25	7.5	100	110	40	5	1	29	0.2	-	-	-
合 成 工 場 原 水	通 常	120	6.3	200	105	50	5	0.5	13	-	-	-	-
	最 大	213	9.0	300	200	110	30	1	29	-	-	-	-
無 機 顔 料 工 場 原 水	通 常	40	2.0	10	10	20	2	2,800	13	-	-	-	-
	最 大	50	3.0	10	10	40	4	3,300	29	-	-	-	-
一 般 雑 排 水 原 水	通 常	24	6.0	150	80	40	6	0.5	13	-	-	-	-
	最 大	50	8.0	200	150	50	20	1	29	-	-	-	-
フィル ムスル ホン 化工場 原水	通 常	300	12.0	10	10	10	ND	0.5	6	-	-	-	-
	最 大	350	13.0	100	100	50	10	1	10	-	-	-	-
電 子 材 料 部 原 水	通 常	10	7.4	20	22	3	ND	0.5	6	0.1	0.03	0.03	0.1
	最 大	12	7.6	28	28	5	4	1	10	0.2	0.06	0.06	0.4
最終処 理水(排 出水量)	通 常	510	7.4	20	22	3	ND	0.5	9.38	0.1	0.1	ND	0.05
	最 大	700	7.6	28	28	5	4	1	19.17	0.2	1	ND	0.5
表中 ND とは検出せず。汚水量（排出水量）の単位は ml / 日、その他は mg / L（pH を除く）。 今回の申請において、排水量及び汚濁負荷量の増加はない。 2 縦覧の期間及び場所 (1) 期 間 平成18年 8 月 4 日から平成18年 8 月25日まで (2) 場 所 大阪市都市環境局環境部土壤水質担当 大阪市住之江区南港北 1 丁目14番16号 W T C コスモタワー 36階 (都市環境局環境部土壤水質担当) ~~~~~ 大阪市告示第875号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第 1 項の規定に基づき、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定める区域を、次のとおり指定する。 平成18年 8 月 4 日													
指 定 区 域		埋立地の区分											
大阪市西淀川区西島 2 丁目31番 1、31番 3 から31番 5、32番 1、32番 3、32番 4、51番、166番 3 及び167番 3		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第13条の 2 第 3 号イ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第12条の31第 2 号に掲げる埋立地											
大阪市鶴見区緑地公園 1 番から 7 番、9 番から17番、19番、21番から28番、30番から33番、35番、36番から38番、40番、41番、42番 1、43番から47番、49番から55番、57番、60番、61番、63番、65番から67番、69番から74番、77番、79番から83番、85番、88番、89番、91番から95番、97番、98番、100番、101番、103番 から 107番、109番から111番、112番の一部、113番、114番の一部、115番、116番、118番の一部、119番の一部、122番の一部、123番の一部、124番の一部、159番、161番の一部、164番、165番、167番、169番、170番、171番、174番から178番、180番から187番、190番、193番、195番、196番、198番から209番、211番、215番、216番、218番、219番 1、219番 2、220番、222番、224番、225番、227番、229番 1、230番 1、231番 1、232番 1、233番 1、234番 1、235番 1、236番 1、237番 1、238番 1、240番 1、241番 1、243番 1、245番 1、246番 1、247番 1、248番 1、249番 1、250番 1、251番 1、252番 1、253番 1、505番、507番、508番、510番、512番、514番、517番、519番、520番、522番、525番から527番、529番、531番、532番、535番、536番、538番、539番の一部、541番、542番、568番の一部、570番 2、571番の一部、572番 1、573番、574番、575番 1、575番 2、578番、581番、582番 1、583番、586番、590番、596番、601番、603番、604番、607番から609番、613番、615番、617番 1、618番から620番、622番、623番、631番から634番、636番、638番、645番の一部、647番、648番の一部、649番の一部、650番の一部、655番、656番、657番の一部、660番、662番、664番、669番、671番、673番、674番の一部、667番の一部及び681番の一部		同上											
大阪市住之江区御崎 7 丁目173番		同上											

大阪市住之江区南港東 8 丁目 1 番 1、1 番25から 1 番29及び 1 番32 から 1 番52まで

同上

大阪市生野区巽西 1 丁目574番

同上

大阪市生野区巽西 4 丁目263番 2、263 番13、263 番15、263 番 8 の一部及び952番26の一部

同上

大阪市此花区北港緑地 2 丁目 1 番 1 の一部

政令第13条の 2 第 3 号イ及び規則第12条の31第 1 号に掲げる埋立地

大阪市住吉区庭井 2 丁目14番 1、14番14から 14番17

同上

大阪市此花区桜島 2 丁目 1 番19の一部

政令第13条の 2 第 1 号に掲げる埋立地

大阪市此花区桜島 2 丁目 1 番19の一部

同上

(環境事業局事業部規制指導課)

~~~~~

大阪市告示第876号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。  
その関係図書は、大阪市住宅局建築指導部指導課において一般の縦覧に供する。  
平成18年 8 月 4 日  
大阪市長 關 淳 一

指定年月日及び指令番号  
平成18年 7 月21日 大阪市指令住宅（宅）第22号

| 地 名                  | 地 番         | 道 路 幅 員 | 道 路 延 長 | 摘 要   |
|----------------------|-------------|---------|---------|-------|
| 淀 川 区<br>十 八 条 2 丁 目 | 245 番 1 の一部 | 4 . 44  | 27 . 87 | 袋路状道路 |
|                      | 249 番 1 の一部 |         |         |       |
|                      | 249 番 2 の一部 |         |         |       |
|                      | 247 番 3 の一部 |         |         |       |

(住宅局建築指導部指導課)

~~~~~

大阪市告示第877号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。
その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。
平成18年 8 月 4 日
大阪市長 關 淳 一

路 線 名	区 間	供用開始の期日
淀 川 区 第 1598 号 線	淀川区田川 3 丁目 1520番の 5 地から 同 区田川北 3 丁目 627番の 5 地まで	告示の日
	淀川区田川 3 丁目 25番の 6 地先から 同 区田川北 3 丁目 1481番の 8 地先まで	

(建設局管理部管理課)

~~~~~

大阪市告示第878号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。  
平成18年8月4日  
大阪市長 關 淳 一

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成18年8月18日までに除却されたい。  
その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| NO | 種 類                | 場 所              |
|----|--------------------|------------------|
| 1  | 普通自動車<br>(トヨタ 茶色)  | 港区築港 4 丁目 5 番先   |
| 2  | 普通自動車<br>(ホンダ 緑色)  | 港区弁天 5 丁目18番先    |
| 3  | 普通自動車<br>(ダイハツ 白色) | 港区弁天 5 丁目18番先    |
| 4  | 普通自動車<br>(ダイハツ 白色) | 住吉区帝塚山東 4 丁目11番先 |
| 5  | 自動二輪車<br>(ホンダ 赤色)  | 住吉区我孫子 2 丁目 3 番先 |
| 6  | 普通自動車<br>(トヨタ 白色)  | 住吉区山之内 1 丁目10番先  |
| 7  | 普通自動車<br>(ダイハツ 白色) | 淀川区西宮原 2 丁目 6 番先 |
| 8  | 普通自動車<br>(トヨタ 白色)  | 淀川区十三東 2 丁目 6 番先 |

9

普通自動車  
(マツダ 黒色)

東住吉区矢田 3 丁目 6 番先

10

普通自動車  
(ミツビシ 白色)

東住吉区矢田 3 丁目 6 番先

11

普通自動車  
(ダイハツ 白色)

東住吉区矢田 6 丁目11番先

12

普通自動車  
(ダイハツ 白色)

東住吉区矢田 6 丁目12番先

13

普通自動車  
(スズキ 灰色)

東住吉区矢田 7 丁目 7 番先

14

普通自動車  
(ホンダ 灰色)

東住吉区矢田 7 丁目 7 番先

15

普通自動車  
(ニッサン 銀色)

東住吉区矢田 7 丁目 7 番先

16

普通自動車  
(トヨタ 白色)

東住吉区矢田 7 丁目 7 番先

17

普通自動車  
(トヨタ 白色)

東住吉区矢田 7 丁目 7 番先

18

普通自動車  
(スズキ 灰色)

東住吉区公園南矢田 2 丁目24番先

(建設局管理部路政課)

~~~~~

大阪市告示第879号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年 8 月 4 日

大阪市長 關 淳 一

次の道路上にある物件は、道路法第32条第 1 項及び第43条の規定に違反するので、平成18年 8 月18日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	所 在 地	種類	数量
市道東淀川区第832号線	東淀川区上新庄 1 丁目 1 番先	屋台	1

(建設局管理部路政課)

~~~~~

大阪市告示第880号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年 8 月 4 日

大阪市長 關 淳 一

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書がはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成18年 8 月18日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| 路 線 名             | 除却実施場所                              |
|-------------------|-------------------------------------|
| 市 道 赤 川 森 小 路 線   | 旭区森小路 1 丁目11番先から<br>同区同 2 丁目17番先まで  |
|                   | 旭区森小路 1 丁目10番先から<br>同区同 1 丁目 5 番先まで |
| 市 道 旭 区 第 138 号 線 | 旭区新森 3 丁目 2 番先<br>旭区新森 2 丁目 1 番先    |
| 市 道 旭 区 第 140 号 線 | 旭区新森 3 丁目 1 番先から<br>同区同 5 丁目 4 番先まで |
|                   | 旭区新森 2 丁目 3 番先から<br>同区同 4 丁目27番先まで  |
| 府 道 大 阪 伊 丹 線     | 福島区福島 6 丁目13番先から<br>同区同 1 丁目 2 番先まで |
|                   | 福島区福島 7 丁目21番先から<br>同区同 2 丁目 7 番先まで |

| 除却実施場所                  |  |
|-------------------------|--|
| 浪 速 区 内 の 本 市 管 理 道 路   |  |
| 東 淀 川 区 内 の 本 市 管 理 道 路 |  |

(建設局管理部路政課)

~~~~~

大阪市告示第881号

次の金融機関の店舗について、大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の追加指定の決定をしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第 9 項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の 2 第 3 項の規定に基づき告示する。

平成18年 8 月 4 日

大阪市長 關 淳 一

金融機関名	店 舗 名	所 在 地	追加指定日
株 式 会 社 南 都 銀 行	新大阪支店	大阪府大阪市淀川区 宮原四丁目 1 番14号	平成18年 8 月 7 日

(収入役室会計指導課)

~~~~~

## 大阪市交通局告示第22号

次のとおり落札者等について公示する。

平成18年 8 月 4 日

大阪市交通局長 岡 本 勉

[ 掲載順序 ]

◎契約担当課 (所在地)

①調達件名、数量 (予定数量) 及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日 (随意契約の場合は契約日) ④落札者 (随意契約の場合は契約相手方) ⑤落札金額 (随意契約の場合は契約金額) ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約担当課 交通局総務部経理課 (大阪市西区九条南 1 丁目12番 62号)

①大阪市交通局図面管理システム更新機器 (平成18年度) 一式 長期借入 ②一般 ③18. 6. 30 ④三井リース事業(株)西日本営業本部 大阪市北区中之島 2 丁目 3 番33号 ⑤65,469,600円 ⑥18. 4. 28

①第 8 号線建設に伴う井高野駅 (仮称) 他10駅 駅業務オンラインシステム用制御装置 一式 製作・据付 ②随意 ③18. 6. 19

④(株)東芝関西支社 大阪市北区大淀中 1 丁目 1 番30号 ⑤56,385,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項 (d)

①大阪市交通局 8 号線開通に伴うシステム変更の業務委託 ②随意 ③18. 6. 7 ④富士通(株) 大阪市中央区城見 2 丁目 2 番 6 号

⑤152,250,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項 (d )

①データ伝送デジタル化に伴う精算装置プログラム変更 ②随意 ③18. 6. 15 ④新和商事(株) 兵庫県西宮市大森町 2 丁目56番

⑤49,770,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項 (d )

①制度変更に伴う出勤管理システム改造業務の委託 (その 2 )

②随意 ③18. 6. 28 ④富士通(株) 大阪市中央区城見 2 丁目 2 番 6 号 ⑤57,750,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項 (d )

(交通局総務部総務課)

~~~~~

大阪市水道局告示第40号

次の金融機関の店舗について、大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の追加指定をしたので、地方公営企業法施行令 (昭和27年政令第403号) 第22条の 2 第 3 項の規定に基づき告示する。

平成18年 8 月 4 日

大阪市水道局長 近 藤 明 男

金融機関名	店 舗 名	所 在 地	指定開始日
南 都 銀 行	新大阪支店	大阪市淀川区 宮原 4 丁目 1 番14号	平成18年 8 月 7 日

(水道局総務部経理担当)

~~~~~

## 大阪市水道局告示第41号

大阪市水道事業給水条例 (昭和33年大阪市条例第19号) 第13条第 1 項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程 (昭和33年大阪市水道事業管理規程第 4 号) 第17条第 1 項の規定に基づき告示する。

平成18年 8 月 4 日

大阪市水道局長 近 藤 明 男

| 名 称         | 所 在 地                    | 指定日             |
|-------------|--------------------------|-----------------|
| 隆 設 備       | 大阪市北区池田町 1 丁目 1 番 1419号  | 平成18年<br>7 月25日 |
| 大 畑 水 道 設 備 | 八尾市青山町 4 丁目 1 番 9 号      |                 |
| (株)田島設備工業   | 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧 3399番地の 3 |                 |

(水道局工務部給水担当)

~~~~~

大阪市教育委員会告示第29号

大阪市立城東図書館は、大阪市立図書館規則 (昭和36年大阪市教育委員会規則第12号) 第 2 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、図書の特別整理のため、平成18年11月28日 (火) から平成18年12月 3 日 (日) まで臨時休館する。

平成18年 8 月 4 日

大阪市教育委員会

委員長 加 茂 紀 夫

(教育委員会事務局 中央図書館)

大阪市監査委員告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、次のトーエイ商事株式会社 ほか3名の請求に係る監査を実施した。

その結果を、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年7月21日

大阪市監査委員	新 田 孝
同	奥 野 正 美
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

第1 監査の請求

大阪府中央区南本町2丁目4番10-206号 トーエイ商事株式会社 ほか3名から次のとおり住民監査請求があった。

1 請求の要旨

大阪府は、浪速医療生活協同組合（以下「医療生協」という。）が経営する芦原病院に対し、総額320億円もの税金を投入している（うち、補助金約182億728万円、貸付金約130億5,680万円）。

同病院は、昭和32年に芦原診療所として開設、昭和33年の医療生協設立を経て、昭和38年10月に開設された。昭和44年の同和对策事業特別措置法の施行により、昭和45年に「大阪府市同和地区医療センター」の位置づけがされ、昭和62年からは地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による国の財政上の特別措置もあり、多大な財政投入がされ、同法は平成14年3月31日をもって失効した。

芦原病院への大阪府の厚い人財投入援助は、同病院経営の不透明さと財政投入の根拠不足や説明責任の不足から疑問が呈せられ、特に平成14年4月以降については、かかる民間病院への多大な税金投入に批判の声があがりながらも、その内容について充分説明されぬまま税投入がなされてきた。

その後、財政運営の杜撰もあり経営に行き詰まり、平成17年度からは新たな市の公金貸付の追加は打ち切れ、ついに平成17年12月1日に医療生協は、大阪地裁に民事再生法開始の申立てをした。

また、平成18年3月27日に、芦原病院調査委員会が設置され、4月26日に、同委員会が平成14～16年度の補助金について、一定の報告を公表した。

芦原病院に対する補助金については、「芦原病院運営補助金交付要綱」に基づき運用されていたが、要綱自体の問題点も多かった。

調査委員会の報告書によると以下のとおりである。まず、医療生協の補助金申請書を市の担当職員が作成し、補助金申請の具体内容や必要性についての検討、確認が全く行われていなかった。次に、備品の補助金でいえば、補助金申請の機器の内容や価格について、市の担当職員が適当に記入するという不実内容の申請に加えて、工事の補助金申請でも見積書等の確認を行わず、市の担当職員が適当に記載していた。さらに、備品購入の精算報告書や補修工事精算書、実施報告書等についても、すべて申請どおりに報告されており、医療生協側は精算内容等を知らないといった不実の精算と実施報告書であった。

以上のように、平成14～16年度の補助金については、その交付申請手続自体が全く不実違法であり、支出内容、精算手続に至るまで市に対する不法行為であり、芦原病院の存続の必要性を言っても許されない。

調査報告書別表のとおり、毎年、備品の補助金は、6,600万円、工事の補助金9,700万円の計1億6,300万円のところ、少なくと

も備品関係で、平成14年度884万円、平成15年度5,333万円、平成16年度3,756万円、工事関係で平成14年度8,180万円、平成15年度6,386万円、平成16年度7,303万円で合計3億1,844万円が不正と見られるが、補助金の詐取対象は、補助金全体というべきであるので、平成14～16年度の公金詐取は4億8,900万円となる。

これらを補助金の流用として、その手続を怠っただけとの弁解もあるが、積極的に市を欺いた補助金の交付申請や精算報告書のような、市税の支出、管理運営は絶対あってはならない。

補助金の名の下に不実の内容で公金支出処理をし、精算処理をしたことは、全体を不法行為として、当時の市長以下監督権者、不正処理をした市の担当職員、医療生協の関係者に対して損害賠償請求をしなければならない。

よって、これら不法行為加担者らに対し、少なくとも4億8,900万円の損害、また、市では従前から事務が引き継がれていると言われているので、監査によって発見される過去20年分にわたる損害について、責任者らに賠償するよう、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に基づき事実証明書等を添付して監査請求する。

事実証明書

- ・芦原病院整備事業補助金についての調査報告書（芦原病院調査委員会18.4.26）
- ・平成18年4月28日及び29日付け朝日新聞記事
- ・平成18年4月28日付け読売新聞記事

〔監査委員注記：請求の要旨は要点を記載し、事実証明書の内容は省略した。〕

第2 監査の結果

上記監査請求について監査をした結果を次のとおり請求人に通知した。

大 監 第42号
平成18年7月21日

請求人あて

大阪市監査委員	新 田 孝
同	奥 野 正 美
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成18年5月24日付けであなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第4項の規定により次のとおり通知します。

記

第1 請求の受付

1 請求の要旨

第1 監査請求のとおり

2 請求の受理

(1) 請求対象の特定と違法・不当理由の摘示

住民監査請求は、住民に対し、一定の財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）に限って監査を請求する権能を認めたもので、それ以上に一定の期間にわたる当該行為等を包含して、これを具体的に特定することなく監査を求めるなどの権能までを認めたものではないとされている。

したがって、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではな

く、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものである。

また、監査請求書及び事実を証する書面等を総合して、住民監査請求の対象が特定の当該行為等であることを監査委員が認識することができる程度に摘示されているのであれば、これをもって足り、この理は当該行為等が複数である場合であっても異なるものではないとされている。

上記の要件を満たし特定された当該行為等について、必要とされる違法性・不当性に関する主張は、特定の法令を挙げてこれに違反する旨までを常に摘示しなければならないものではないが、監査請求の全体の趣旨からみて、違法性・不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものである。

本件請求において、平成14～16年度の備品の補助金（以下、整備事業費（備品）補助金及び経営改善備品整備事業費補助金を合わせて「備品整備事業費補助金」という。）と工事の補助金（以下、「建物設備補修工事補助金」という。）については、個別具体的に特定された上で、備品整備事業費補助金の申請については申請機器の内容や価格を市の担当職員が適当に記入するという不実の内容であり、建物設備補修工事補助金の申請については見積書等の確認を行わず適当に記載していたほか、備品購入の精算報告書や補修工事精算書、実施報告書等についてもすべて申請どおりに報告され、医療生協側は精算内容等を知らないといった不実の精算と実施報告書であった旨の具体的な違法・不当理由について記載がされている。

しかしながら、請求人が主張している監査によって発見される過去20年分にわたる請求の対象については、個別具体的に特定された上で、違法・不当理由の具体的な摘示がなされていないので、請求の要件を満たすものではない。

(2) 請求期間と正当な理由

本件請求で対象としている平成14～16年度の備品整備事業費補助金及び建物設備補修工事補助金の支出、精算は、いずれも1年を経過している。

法第242条第2項において、住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過した時は、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないとされている。

正当な理由については、財務会計上の行為が秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができたかどうか、できなかった場合には、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている。

請求人は期間徒過の正当理由について特に記載していないが、請求書から正当理由が疎明されているかどうかについて見ると、請求人が主張する事実については、後記のとおり、本補助金の申請、精算において実態とかけ離れた形でなされており、住民が相当の注意力をもって調査したとしても、客観的にみて

当該行為を知ることができなかったものであると認められる。また、本件請求は、市会で当該行為が取り上げられ、新聞報道がされてから約2か月後、芦原病院調査委員会から調査報告書が提出されてから1か月以内に提出されており、相当な期間内に監査請求がなされたと言える。

したがって、平成14～16年度の備品整備事業費補助金及び建物設備補修工事補助金の支出について、法第242条第2項ただし書に規定する期間徒過についての「正当な理由」はあるものと判断する。

以上により、平成14～16年度の備品整備事業費補助金及び建物設備補修工事補助金について、法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

平成14～16年度に支出された芦原病院に対する備品整備事業費補助金及び建物設備補修工事補助金が、請求人の主張する事由から、違法・不当な公金の支出に当たるか。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成18年6月16日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人からは、新たな証拠の提出はなかった。

請求人からの請求の要旨を補足する陳述の内容は、次のとおりである。

- ・単に法律に抵触していないということだけでなく、事件の起こった原因について、徹底的に調査すべきである。
- ・補助金の流用については、一時的な流用であれば、病院経営上ある程度仕方ないと思われるが、最終的に流用された部分が戻らなかった場合、対応や責任についてはどう考えているのか（同日付け監査対象局の陳述における意見）。
- ・一時流用することについて、市が指示したのかあるいは、芦原病院側が自主的にやったのか調査してもらいたい（同上）。

3 監査対象局の陳述

健康福祉局を監査対象とし、平成18年6月16日に健康福祉局長ほか関係職員より陳述を聴取した。

4 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づき、平成18年6月14日に医療生協理事（前芦原病院事務局長）に対して事情聴取を行うなど、関係人調査を実施した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 芦原病院の概要等

芦原病院は既設の診療所をもとに昭和38年に開設され、大阪府市協議により、昭和45年に大阪府市同和地区医療センターとして位置づけられた。昭和46～48年には第1期整備工事、昭和51～54年には第2期整備工事が実施された。

平成16年度の患者数は入院56,508人（155人／日）、外来149,980人（508人／日）であり、平成17年11月現在、職員数は187人、診療科目は11科、病床数は173床（一般病棟114床、療養病棟59床）となっている。

平成17年12月に民事再生手続開始申立てがなされ、平成18年4月1日より、病院事業が医療生協から医療法人弘道会（以下「弘道会」という。）へ譲渡されている。なお、平成18年6月1日に芦原病院は、浪速生野病院と名称変更されたが、本文中では、芦原病院と表現している。

(2) 法律・答申等

地域改善対策特別措置法（昭和57年 4 月施行）における地域改善対策事業について引き続き実施することが特に必要と認められる生活環境の改善、社会福祉の増進等に関する事業の実施を図るため制定された地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年 4 月施行。以下「地対財特法」という。）は、一部を除いて平成14年 3 月末まで効力を有していた。

大阪市同和地区医療施設検討専門委員会中間答申「芦原病院の今後のあり方について」（平成 5 年10月）では、「同和地区住民の医療に果たしてきた役割、周辺の医療機関の配置状況や市民病院に準じて地域医療に果たしている公的役割を考慮し、今後とも総合病院と同様の機能を維持発展させるべき」とされ、病院の役割・機能として、「公的医療機関としての機能の充実、予防医療、専門外来の充実等」「市民病院に準ずる活動を行っていることから、今後の市立医療機関の整備に際し、一翼を担うものとして位置づける」などが挙げられている。

また、大阪市同和対策推進協議会意見具申（平成 9 年）では、保健医療施策の推進として、「芦原病院については、同和地区の基幹病院としての機能や地域医療に果たしている公的役割等を踏まえ、地域の福祉・保健・医療のネットワークにおける今後の機能や支援のあり方について検討すべき」とされ、平成13年の同協議会の意見具申では、「地区医療施設については、地域医療や予防医療等の視点から今日的な課題を整理し、利用状況、周辺における整備状況、地域のニーズの動向等を勘案し、果たすべき役割、機能及び今後の運営や支援のあり方について検討を加えるべきである」とされている。

(3) 補助金に関する法令関係

法第232条の 2 において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる」とされている。

芦原病院への備品整備事業費補助金、建物設備補修工事補助金については、監査対象局によれば、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に基づく市民病院への一般会計繰入基準に準じて交付してきたとのことである。

(4) 補助金交付要綱

芦原病院への補助金の中で要綱が制定されているのは、運営費補助金のみであり、備品整備事業費補助金、建物設備補修工事補助金については、監査対象局によれば、同要綱に準じて事務を行っていたとのことである。

芦原病院運営補助金交付要綱（平成14年 4 月 1 日施行。以下「要綱」という。）によれば、第 1 条により、医療生協芦原病院が地域医療を補完する公的役割を果たすため、必要な補助を行うことにより、地域医療の確保及び市民の健康水準の維持向上を図ることを目的とするとされ、第 2 条により、補助の対象は各事項（公衆衛生活動、救急医療等）における所要額とし、補助額は当該年度の予算の範囲内とするとされている。

芦原病院が運営費補助金の交付申請をする際には、要綱第 3 条により、補助金交付申請書、事業実施計画書及び収入支出予算書を市長に提出しなければならないとされ、第 4 条により、市長は内容を審査の上、補助金の交付を決定し、必要に応じ条件を付した上で申請者に通知することとされている。

その後、要綱第 5 条により、市長へ補助金が請求され、第 6 条により、補助金を受けたものは、事業年度終了後、事業実施報告書を添えて、補助金精算報告書を提出しなければならないとされている。

また、要綱第 7 条により、虚偽、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、この補助金の目的に反して使用したとき、その他市長が必要と認めたときは、補助金の全部または一部を取り消し、返還させることができるとされ、第 8 条では、市長は病院の運営状況等必要な事項について調査し、または報告を求めることができるとされている。

(5) 補助金の交付、精算手続等

備品整備事業費補助金及び建物設備補修工事補助金の交付決裁に記載されている主な事項、精算手続等は次のとおりである。平成14～16年度とも同様の手続であるため、16年度の例を記載しているが、平成14～16年度の決裁において申請・精算された備品整備及び建物設備整備は、現実とは異なるものであった。

なお、監査対象局によれば、平成14～16年度の交付申請書、精算報告書等は従前どおり市担当者が作成していたとのことであり、医療生協関係者によれば、少なくとも昭和60年代以前からの慣例となっていたとのことである。

ア 整備事業費（備品）補助金

(ア) 補助金の交付手続

平成16年度における当該補助金の交付決裁「浪速医療生活協同組合芦原病院整備事業費（備品）補助金の交付について」によると、平成16年 4 月 2 日付けの医療生協理事長名の大阪市長あて芦原病院整備事業費（備品）補助金交付申請書（申請額4,800万円）及び芦原病院備品整備事業実施計画書が添付され、「芦原病院の診療機能を維持向上させるために不可欠なものである」とのことから、平成16年 4 月30日、健康福祉局長決裁により補助金交付（交付額4,800万円）が決定され、同日付けで医療生協理事長あてに、市長名で補助金交付指令書（大阪市指令健福第158号）が交付されていた。

なお、申請書・実施計画書には備品名は記載されておらず、局の助成理由が記載された文書の中に機器名が R I（ラジオアイソトープ）検査機器と記載されていた。

(イ) 補助金交付指令書に記載されている主な事項

本補助金は、芦原病院の備品整備事業以外に使用してはならない、精算の結果、余剰を生じたときは、その余剰金を返還しなければならないとされ、さらに、虚偽、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、この補助金の目的に反して使用したとき、その他市長が必要と認めたときのいずれかに該当すると認められたときは、補助金交付決定の全部または一部を取り消すものとし、当該部分の補助金を返還しなければならないとされている。

(ウ) 補助金の精算手続

平成16年度における当該補助金の決裁「前金払いの精算について」によると、平成17年 3 月31日付けの医療生協理事長名の大阪市長あて芦原病院整備事業費（備品）補助金精算書及び芦原病院整備事業（備品）実施報告書が添付され、健康福祉局健康推進部地域医療担当課長により、支出金額4,800万円、精算額4,800万円、差引き 0 円として決裁されていた。

精算内容は、購入備品が R I 検査機器一式、購入価格4,800万円等となっており、実施報告書に記載されている主な事項として、施設の運営主体が医療生協、施設の利用対象地区は大阪府全域、事業の効果として地域の住民に対して医療確保、健康水準の維持向上を図り、病院機能の維

持向上を行ったとされている。

(エ) 平成14～16年度における交付額等一覧

(単位：千円)

年度 (平成)	予算額	申請日 (平成)	申請額	交 付 指令日 (平成)	交 付 金 額	精算日 (平成)	精 算 金 額
14	48,000	14. 4 . 1	48,000	14. 4 .25	48,000	15. 5 .12	48,000
15	48,000	15. 4 . 3	48,000	15. 4 .15	48,000	16. 4 .19	48,000
16	48,000	16. 4 . 2	48,000	16. 4 .30	48,000	17. 4 .14	48,000

(注) 精算日欄については、決裁起案日を記載している。

イ 経営改善備品整備事業費補助金

(ア) 補助金の交付手続

平成16年度における当該補助金の交付決裁「浪速医療生活協同組合芦原病院経営改善備品整備事業補助金の交付について」によると、平成16年9月15日付けの医療生協理事長名の大阪市長あて芦原病院経営改善備品整備事業費補助金交付申請書（申請額1,800万円）及び芦原病院経営改善備品整備事業実施計画書が添付され、「芦原病院の診療機能を維持向上させるために不可欠なものである」とのことから、平成16年9月27日、健康福祉局長決裁により補助金交付（交付額1,800万円）が決定され、同月28日付けで医療生協理事長あてに、市長名で補助金交付指令書（大阪市指令健福第3750号）が交付されていた。

なお、申請書・実施計画書には備品名は記載されておらず、局の助成理由が記載された文書の中に機器名が鏡視下手術システムと記載されていた。

(イ) 補助金交付指令書に記載されている主な事項

本補助金は、芦原病院の経営改善備品整備事業以外に使用してはならない、精算の結果、余剰を生じたときは、その余剰金を返還しなければならないとされ、さらに、虚偽、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、この補助金の目的に反して使用したとき、その他市長が必要と認めたときのいずれかに該当すると認められたときは、補助交付決定の全部または一部を取り消すものとし、当該部分の補助金を返還しなければならないとされている。

(ウ) 補助金の精算手続

平成16年度における当該補助金の決裁「前金払いの精算について」によると、平成17年3月31日付けの医療生協理事長名の大阪市長あて芦原病院経営改善備品整備事業費補助金精算書及び芦原病院経営改善備品整備事業実施報告書が添付され、健康福祉局健康推進部地域医療担当課長により、支出金額1,800万円、精算額1,800万円、差引き0円と決裁されていた。

精算内容は、購入備品が鏡視下手術システム一式、購入価格1,800万円等となっており、実施報告書に記載されている主な事項として、施設の運営主体が医療生協、施設の利用対象地区は大阪府全域、事業の効果として地域の住民に対して医療確保、健康水準の維持向上を図り、経営改善を行ったとされている。

(エ) 平成14～16年度における交付額等一覧

(単位：千円)

年度 (平成)	予算額	申請日 (平成)	申請額	交 付 指令日 (平成)	交 付 金 額	精算日 (平成)	精 算 金 額
14	18,000	14.11.12	18,000	14.11.20	18,000	15. 5 .12	18,000
15	18,000	15.10. 3	18,000	15.10.28	18,000	16. 4 .19	18,000
16	18,000	16. 9 .15	18,000	16. 9 .28	18,000	17. 4 .14	18,000

(注) 精算日欄については、決裁起案日を記載している。

ウ 建物設備補修工事補助金

(ア) 補助金の交付手続

平成16年度における当該補助金の交付決裁「芦原病院建物設備補修工事補助金の支出について」によると、平成16年4月20日付けの医療生協理事長名の大阪市長あて芦原病院建物設備補修工事補助金交付申請書（申請額56,787千円）及び芦原病院建物設備補修工事業実施計画書が添付され、「芦原病院が、今後とも地域の多様な医療ニーズに応え、地域医療を確保するためには、本件申請に係る補助金は同病院の建物設備補修のために必要」とのことから、平成16年4月30日付け、健康福祉局長決裁により補助金交付（交付額56,787千円）が決定され、同日付けで医療生協理事長あてに、市長名で補助金交付指令書（大阪市指令健福第173号）が交付され、その後、同様の手続を経て、平成16年9月28日付けで医療生協理事長あてに、市長名で補助金交付指令書（大阪市指令健福第3751号）（交付額40,213千円）が交付されていた。

(イ) 補助金交付指令書に記載されている主な事項

本補助金は、芦原病院の建物設備補修工事以外は使用してはならない、精算の結果、余剰を生じたときは、その余剰を返還しなければならないとされ、さらに、虚偽、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、この補助金の目的に反して使用したとき、その他市長が必要と認めたときのいずれかに該当すると認められたときは、補助交付決定の全部または一部を取り消すものとし、当該部分の補助金を返還しなければならないとされている。

(ウ) 補助金の精算手続

平成16年度における当該補助金の決裁「前金払いの精算について」によると、平成17年3月31日付けの医療生協理事長名の大阪市長あて芦原病院建物設備補修工事補助金精算書及び芦原病院建物設備補修工事業実施報告書が添付され、健康福祉局健康推進部地域医療担当課長により、支出金額9,700万円、精算額9,700万円、差引き0円として決裁されていた。

精算内容は、機械室配管工事10,345千円、病室空調改修工事13,655千円、医療ガス配管取換工事32,787千円、給排水設備工事40,213千円となっており、実施報告書に記載されている主な事項として、施設の運営主体が医療生協、施設の利用対象地区は大阪府全域、事業の効果として地域の住民に対して医療確保、健康水準の維持向上を図り、病院機能の維持向上を行ったとされている。

(エ) 平成14～16年度における交付額等一覧

(単位：千円)

年度 (平成)	予算額	申請日 (平成)	申請額	交付 指令日 (平成)	交付 金額	精算日 (平成)	精算 金額
14	97,000	14.9.1	97,000	15.1.17	97,000	15.5.12	97,000
15	97,000	15.7.11	12,000	15.8.15	12,000	16.4.19	97,000
		16.1.14	73,000	16.2.13	73,000		
		16.3.2	12,000	16.3.30	12,000		
16	97,000	16.4.20	56,787	16.4.30	56,787	17.4.14	97,000
		16.9.15	40,213	16.9.28	40,213		

(注) 精算日欄については、決裁起案日を記載している。

エ 予算上の費目

監査対象局の事務用予算説明資料等では、平成14～16年度の地域医療対策事業のうちの芦原病院整備助成補助金1億6,300万円（建物設備補修工事補助金9,700万円及び備品整備事業費補助金6,600万円）として計理され、費目は「目」が保健衛生施設整備費、「節」が負担金、補助及交付金、「細節」が補助金となっている。

(6) 市会との関係

平成14～16年度の各予算市会において、一部議員から芦原病院への本請求対象の補助金を含む運営助成を削減すべきなどとする一般会計予算等の組み替えを求める動議が提出されたがいずれも否決され、各年度において同予算を含む原案が可決された。

2 監査対象局の陳述内容

(1) 補助金の概要

芦原病院に対する補助金の種類には、運営費補助金、建物設備補修工事補助金及び備品整備事業費補助金がある。

建物設備補修工事補助金は、病院の建物設備補修工事費に使用するものとして、各年度とも9,700万円を交付してきており、備品整備事業費補助金は、主に更新する備品の購入費として4,800万円、経営改善を図るための備品購入費として1,800万円の、合計6,600万円を各年度とも交付し、多様な医療ニーズに対応するなど、地域医療を補完する公的役割を果たすとともに、地域医療の確保及び市民の健康水準の維持向上を図るために必要なものとして、地方公営企業法に基づく市民病院への一般会計繰入基準に準じて交付してきた。

(2) 補助金の支出

補助金支出の根拠となる公共性について、芦原病院は、昭和32年5月、浪速及び西成の同和地区において、医療施設が皆無の状況のなか、住民の熱意により、芦原診療所が開設され、昭和33年4月に医療生協を設立して法人化し、昭和38年10月に芦原病院となった。

その後、昭和40年8月に国の、昭和43年10月に市の、昭和44年10月に府の同和対策審議会答申が相次いで出され、また、昭和44年7月には、同和対策事業特別措置法が施行された。

これらの答申等を受け、昭和45年に、大阪府市同和地区医療センターとして位置づけられ府市が協力して整備・助成し、地域住民の医療を確保する総合病院としての役割を担うこととなった。

本市は、このような状況を踏まえ、医師の派遣を行うとともに、市民病院に準じて、その役割を果たすうえでの不採算医療に対して運営助成を実施するとともに、運営助成後に生じる収

支不足に対して貸付金の貸与を行ってきた。

芦原病院は、これまで周辺住民を含め年間20万人を超える多くの市民に利用され、夜間診療をはじめとする救急医療、訪問看護やリハビリ診療の実施など、地域の実態に即した多様な保健医療ニーズに対応する医療機関として定着してきた。

また、地対財特法失効後については、平成14年度予算市会において、地域医療の確保が必要であることや、芦原病院の経営改善などについて審議され、「芦原病院については、抜本的な経営改善計画を策定し断行するとともに、今後の病院の果たすべき機能・運営について見直しを図ること。」との附帯決議を受け、「平成17年度には新たな貸付金の発生をなくす」といった抜本的な経営改善計画のもと、芦原病院は、需要の少なくなった産科病棟の廃止や、整形外科の24時間救急の実施などの医療機能の見直しをはじめ、現有医療機器の有効利用や、職員数の見直しなどの経営改善を図り、平成17年度からは、当初計画どおり、新たな貸付金の発生をなくしてきた。

さらに、本市としては、今後の支援は厳しい状況にあるということを伝えたと、医療生協は、本市からの補助金が見込めないとすると、今後の病院の資金繰りが行き詰まることになり、入院患者や地域の病院利用者のことを勘案すれば、医療機能の存続を目的とした民事再生の選択がやむを得ないと判断し、平成17年12月1日に大阪地方裁判所に民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てを行い、裁判所においては、申立ての内容を審査の上、12月7日に再生手続の開始決定が行われた。

医療生協は、医療機能の存続を図るため、裁判所に対して弘道会への事業譲渡の許可申請を行った。

裁判所は、監督委員の「弘道会への事業譲渡が最善である」という意見を踏まえ、本市を含む債権者から意見聴取を行ったうえで、事業譲渡を許可し、平成18年4月1日からは、本市から一切の資金援助のない形で、弘道会により地域医療の存続が図られてきた。

芦原病院は、現在においても、周辺に医療機関がなく、夜間診療をはじめとする救急医療、訪問看護やリハビリ診療の実施など、地域の実態に即した多様な保健医療ニーズに対応する必要不可欠な医療機関として定着している。

このように、芦原病院は、地域医療を確保する公的役割を果たし、市民の健康水準の維持向上に大きな役割を果たしてきたところであり、本市としては、芦原病院がもつ公共性や、その役割を踏まえ、医療機能の維持、存続を図るうえで、公益上の必要性があることから、助成を実施してきたものである。

(3) 補助金の使途

必要となった建物・設備の補修や改修はもとより、新たに必要となった備品や更新が必要となった備品の整備についても、芦原病院が担う公的役割を果たすうえで、医療機能の維持、向上を図る必要があることから、助成を行ってきた。

市会における質疑の中で、補助金の精算報告内容について、実際より高い金額で購入しているものがあることや、違う年度に購入されているもの、また購入されていないものがあるとの指摘があった。

これについては、本来、病院から補助金の申請や実際に行った備品整備の精算報告がなされるべきところ、本市が申請書や、申請書と同じ内容の精算報告書を作成していたもので、補助金の精算報告内容と病院において実際に購入された備品の内容は異なっており、さらに補助金の額よりも、実際に購入された備

品購入額が下回っていた。購入された備品について、芦原病院調査委員会の委員である公認会計士の立会いのもと、備品納入額の上位 3 社に対して、価格が適正であるか証拠書証の提出を求めるとともに、聞き取り調査を実施し、さらに、購入された現存する200万円以上の高額医療機器について、一部使用中のものを除き、現物の確認を行った。

芦原病院調査委員会の報告では、平成14～16年度補助金執行における精算報告などの不適切な手続について指摘がなされたが、これについては問題があったと認識しており、深く反省している。

また、芦原病院調査委員会から、補助額と実際に購入された金額に生じていた差額金の使途について、調査が必要であるとの指示を受け、医療生協の総勘定元帳や現金預金出納帳、支出命令書、領収書、預金通帳などの証拠書証により確認したところ、交付した補助金については、銀行口座に入金され、預金残高については、現金預金出納帳に合致した。

また、給与、経費などの支払いは、支出命令書どおり、銀行口座から引き落とされ、備品の購入、工事の実施に関しては、証拠書証が存在していたことから、補助額と実際に購入された金額に生じた差額は、病院運営の中で使用されたものと考えている。

本市は、芦原病院において、どのような工事が行われていたのか、どのような備品が購入されていたのか、つぶさに把握していたものではないが、医療の継続には、施設や備品の整備が必要であり、これらに使われていたという認識はあった。

建物設備補修工事補助金及び備品整備事業費補助金は、平成14～16年度まで各年度とも合計1億6,300万円を交付してきたが、工事費用や備品購入に要した額に加えて、電気設備、エレベータ、ボイラーなどの設備や、放射線機器、検査機器などの備品に係る保守委託料、また医事総合情報システムや在宅酸素機器、CT装置などの医療機器リース料、施設・設備・備品に対する修繕費など補助目的に合致するものを含めて積算すると、いずれの年度においても、医療生協において実際の施設整備や備品整備に使用した額が、本市の補助額を上回る。

なお、市民病院への補助基準では施設整備や備品整備にかかる当該年度の起債償還額に対して補助が行われており、また、一般企業においても同様であるが購入という手段以外にリースという形で備品を整備してきたという経緯から、リースや支払手形など、複数年度にわたり分割支払いが行われているものについても補助の対象であり、当該年度における支払額に対し、補助を行うものと考えている。

このように、芦原病院の施設整備や備品整備の実態を考えれば、建物設備補修工事補助金及び備品整備事業費補助金は、品目の違いや、保守委託、リースなど調達方法の違いはあるものの、本来の目的である施設整備や備品整備に充てられていたものと考えている。

不適切な手続については、問題があり深く反省しているが、本市としては病院運営が非常に厳しい状況の中で、地域医療を維持、継続させるために必要なものとして補助を行ってきた。

(4) 追加説明

施設・備品整備には、工事、購入、保守・委託、修繕、リースなど多様な方法があり、要綱等により整備の方法を定めているものではない。

また、設備・備品の老朽化が進んでいるにもかかわらず、資金が枯渇しており、老朽化に伴う改修工事や備品の購入資金が

本市からの補助金のみでは賄いきれないことから、耐用年数を過ぎても修繕や修理を行い使用しており、修繕や修理にかかる費用については、医療機能を維持するという点においては、工事や購入を行った場合と同様の効果があり、施設・備品の整備にあたるものとして補助の対象であると考えてきた。

保守委託の補助対象の基準については、①保守委託を大きく分類すると、人件費相当分と物件費（修理・部品代分）とに分けられるが物件費相当の占める割合が高いもの、②備品・建物設備において、診療を行う上で最低限度必要とされる機能等を維持することが必要であり、その設備の性能維持を保ち、建替え及び買替えとなる期間を延長させる、また、延長せざるを得ないための点検・調整・部品交換・工事等についての保守委託であること、③24時間365日、病院において常時医療を行うために必要な備品・建物設備であって、一時的にも故障等によって適正な医療ができなくなるおそれがあるもの、④以上の項目に該当するものでも、年間の費用が10万円に満たない軽微なものについては消耗品の交換が主であるとみなし対象としては省く4点を考えている。

3 関係人調査の結果

(1) 調査方法

ア 支出関係書類等調査

医療生協に対し、平成14～16年度の総勘定元帳（預金出納帳及び現金出納簿を含む。）及び支出関係書類等（支出命令書、納品書、請求書、領収書、見積書、契約書、預金通帳等）の提示を求めた。

調査方法としては、平成14～16年度の備品整備事業費補助金及び建物設備補修工事補助金について、備品（車両運搬具を含む。）、賃借料のうち器具備品等リース料、建物、修繕費及び保守委託に係る総勘定元帳と支出関係書類等を照合し、支出内容及び支出金額が総勘定元帳の記載と一致しているかの確認を行った。

イ 現地確認調査及び取引先照会

上記アの調査に加えて、次のとおり現地確認調査及び取引先照会を行った。

(ア) 現地確認調査

芦原病院調査委員会が平成18年4月20日に確認した4品を除く平成14～16年度に芦原病院が整備した100万円以上の備品購入・リース等の支出32件、並びに建物設備補修工事及び概ね300万円以上の修繕費支出7件について、平成18年5月18日、同月19日、6月15日にその存在の有無及び工事施工の有無について芦原病院にて現地確認調査を行った。

(イ) 取引先照会（業者確認）

A 備品整備に関する取引先

平成14～16年度に芦原病院との間で行われた1件30万円以上の備品整備の取引先21社（取引業者数での割合95%、取引金額での割合96%）に対し、取引内容、定価、領収金額等について照会した。

B 建物設備整備に関する取引先

平成14～16年度に芦原病院との間で行われた1件30万円以上の建物設備整備の取引先14社（取引業者数での割合56%、取引金額での割合92%）に対し、取引内容、領収金額等について照会した。

ウ 調査事項書の送付及び事情聴取の実施

備品整備事業費補助金及び建物設備補修工事補助金申請手

続、使途等の調査のため医療生協理事長あてに文書回答を求めるとともに、医療生協関係者から事情聴取を行った。 (2) 調査結果 ア 支出関係書類等調査 平成14～16年度の備品、リース料、建物、修繕費、保守委託については、総勘定元帳と支出関係書類を照合の結果、内容と金額の一致を確認した。 イ 現地確認調査及び取引先照会 (ア) 現地確認調査 平成14～16年度に芦原病院が整備した100万円以上の備品購入・リース等の支出32件はすべて存在した。建物設備補修工事及び概ね300万円以上の修繕費支出7件については、施工箇所が特定しきれないものが一部あるものの、概ね施工されていたことを現地確認した。 (イ) 取引先照会（業者確認） A 備品整備に関する取引先 平成14～16年度に芦原病院との間で行われた1件30万円以上の備品整備の取引先21社に照会したところ全社から回答があり、取引内容、定価、領収金額等について確認を行った結果、支出関係書類等の支出実績と一致し、また、取引先から回答のあった中で定価を上回る購入もなかった。 B 建物設備整備に関する取引先 平成14～16年度に芦原病院との間で行われた1件30万円以上の建物設備整備の取引先14社に照会したところ廃業した1社を除く全社から回答があり、取引内容、領収金額等について確認を行った結果、支出関係書類等の支出実績と一致した。 ウ 調査事項書の回答及び事情聴取の結果 医療生協関係者からの事情聴取などの結果は次のとおりである。 (ア) 補助金の申請書類等を作成しなかった理由 市より作成を求められてこなかった。 (イ) 補助金の使途 補助金の使用については、月次の予算委員会（出席者市担当課長、市担当係長、医療生協理事長、副理事長、会計担当理事、事務局長、病院長）において、資金執行、支出内容等が確認されていた。すでに補助金執行後であれば、銀行からの借入金、あるいは市よりの特別貸付の執行によることになる。近年は、個々の補助金の使途ごとに交付されるのではなく、年間資金計画に基づき執行されており、年間を通じて適切に精算されることとして処理されるもので、月次の資金対応では、特に目的を限定されているということは、むしろ資金執行上できないことであった。 (ウ) 補助金の補助目的外への流用 補助金の補助目的外への流用について、返還の可能性があることは認識し、施設・備品整備は施設・備品整備に使用されるべきものとの認識をもっていた。 病院事業以外への流用は、絶対にあってはならないこととして強く認識していたが、予算委員会において、市との協議によって、月次に確認された病院事業資金として対応、使用されるものは、しかるべく報告、整理されているものと思っていた。 4 判 断 以上のような事実関係の確認、監査対象局の説明及び関係人調	査の結果に基づき、本件請求について次のように判断する。 (1) 補助金の流れ 芦原病院は、同和地区の地域住民の医療を確保するとともに、積極的に地域の公衆衛生活動にも取り組み、多くの市民が利用する総合病院としての役割を果たしていたところであり、地対財特法失効後においても、同病院の果たす公的役割には変わりはなく、公益上の必要性から、法第232条の2の規定に基づき、補助金が支出されてきた。 同病院においては、恒常的な経営難による銀行からの借入金返済等の資金需要に迫られ、交付された補助金を、銀行への返済（借換えのための一時的返済）資金等として使用していた実態があり、病院運営上必要な備品や補修については、借換え後の銀行借入金や医療収入等のやりくりの中で緊急のものに限って実施するものとして、備品整備事業費補助金及び建物設備補修工事補助金については、両者の区別なく病院整備用の補助金として認識されていた。 (2) 補助金支出手続の違法、不当性 請求人は、備品整備事業費補助金、建物設備補修工事補助金の申請、精算が、実態の伴わない架空のものである旨指摘し、そのような申請、精算に基づく支出である以上、補助金の支出は違法・不当である旨主張する。 上記(1)のとおり、芦原病院においては、一定の備品整備、建物設備整備が行われていたが、補助金の精算報告は、本来、交付を受けた医療生協がなすべきところ、実質的には、本市職員が実態の伴わない書類を作成することによって行われており、また、補助金の申請についても、本市職員が実態の伴わない書類を作成することによって行われていた。このような申請、精算の方法は、不適正であり、そのような手続に基づいてなされた補助金の支出は不適正な公金の支出と言うべきである。 しかしながら、芦原病院側は、補助の対象としている備品、建物設備補修工事の明細までは知らされていなかったとしても、申請書、精算書には押印しており、備品整備、建物設備整備といった補助目的どおりに使用すべきとの認識をもっていたのであるから、補助金支出そのものを無効なものとは言うことはできない。 (3) 市の損害の考え方 請求人は、補助金の支出は違法・不当であり、支出全額が本市の損害額となる旨主張する。 しかしながら、損害の補填を求めるにあたっては、当該行為が違法・不当であるだけでなく、損害が現存することを要するものであり、当該補助金の公益目的自体は市会において毎年度当初予算が可決されていることから認められ、また、平成17年2月24日付け京都地裁判決（同和補助金違法支出返還請求訴訟）の趣旨によれば、実際の支出が申請されたものと異なっているとしても、何らかの支出が実施され、現に補助金の目的に合致した支出に関して、仮にそのとおりの内容で申請、精算が行われていれば当然補助対象となるような場合には、その金額の限度内においては市に損害が発生しているとは言うことはできないとされている（予算の範囲内であることは言うまでもない）。 そうすると、請求人が主張するように補助金の支出全額が直ちに本市の損害額となるとまでは言うことはできない。 (4) 本件請求に係る市の損害の算定 そこで、以下において平成14～16年度の備品整備、建物設備整備に係る支出全般について、改めて実態の伴わない架空の
---	---

ものがないか、補助金の目的に真に合致しているか否かを調べ、本市の損害の有無を判断する。

なお、補助金の支出については、本来、様々な行政目的を考慮した政策的な判断が要求され、市長に広範な裁量が認められるところ、それらに逸脱等がないか監査委員が判断すべきであると考えられ、監査対象局が現に補助目的に合致していると説明する範囲において判断する。

ア 備品整備、建物設備整備についての考え方

監査対象局は、申請どおりの備品購入、建物設備補修工事はないが、補助目的に合致した支出は多数あり、備品購入と同一視できる備品リース等、保守委託料、修繕費も含めると、実際に備品整備、建物設備整備に支出した額が、平成14～16年度の備品整備事業費補助金及び建物設備補修工事補助金の合計額（各年度1億6,300万円）をいずれも上回り、損害は発生していない旨説明する。

（ア） 備品リース等

確かに、備品整備の手段は所有権を移転するための購入だけに限られるのではなく、その使用価値に着目してリース等（レンタルを含む）による導入が一般的にも行われている。

備品整備事業費補助金に関して、補助目的である診療機能の維持向上のための備品整備の観点からは、購入、リース等による差は生じず、また、監査対象局の説明によると、芦原病院への補助金が準ずる市民病院への補助基準では、備品整備に係る当該年度の起債償還額に対して補助が行われており、リースや支払手形など複数年度にわたり分割支払いが行われているものについても補助の対象とされ、当該年度における支払額に対し補助を行うものと考えられており、特にリース等による備品整備を認めない旨の特段の事情もうかがわれないことから、リース等の故をもって、当該補助金の目的に合致しないとまでは言うことはできない。

（イ） 修繕、保守委託

修繕費は、備品、建物設備について、一時的に失われた機能を修復するための経費であり、また、保守委託料は、修繕が生じないように継続的に正常な状態に保つために必要な経費であり、監査対象局の説明によると、いずれも補助対象としているとのことである。

備品整備事業費補助金に関して、補助目的である診療機能の維持向上という観点を個々の備品単位で見た場合、良好な状態に回復・維持し稼働させるために修繕・保守委託は不可欠であり、建物設備補修工事補助金は、もともと建物設備補修を補助目的としており、修繕・保守委託の要素が含まれないとまでは言うことはできない。

しかしながら、修繕、保守委託が補助対象になり得るとしても、単なる消耗部品の交換や工具等の購入は補助目的に合致しないと言ふべきであり、特に、保守委託については、定期点検のための人件費が相当の部分を占めるものや、故障等により適正な医療の享受が妨げられるとまでは言えないようなもの等については、補助目的に合致しないと言ふべきである。

また、保守委託は、現地確認が困難であることから、契約書等で業務内容の確認ができるものでなければならない。

イ 補助金流用の考え方

上記アの説明からすると、監査対象局は、補助目的に合致しているか否かについて、備品整備事業費補助金の内訳たる整備事業費（備品）補助金、経営改善備品整備事業費補助金、建物設備補修工事補助金について特段の区別をせず一体として考慮している。確かに、平成14～16年度の各年度における芦原病院の整備助成に係る補助金については、「整備事業費（備品）補助金4,800万円」、「経営改善備品整備事業費補助金1,800万円」及び「建物設備補修工事補助金9,700万円」の3種類があり、これらは、予算上、「地域医療対策事業（芦原病院整備助成）1億6,300万円」として同一の細節内において計理されており、法令、予算規則上、細節内流用（内訳変更）を禁止、制限する規定がないことから、これら3補助金間では、特段の流用決裁を必要とせず流用は可能である。したがって、本件請求に関して、補助目的に合致しているか否かは一体として判断する。

ウ 補助目的に合致した備品整備、建物設備整備に係る支出

関係人調査の結果及び上記の考え方等を踏まえ、平成14～16年度の備品整備、建物設備整備に係る支出全般のうち、補助目的に合致したものを抽出・集約すると、下記の一覧表のとおりとなる。なお、実態の伴わない架空とうかがわれるようなものはなかった。

（単位：円）

年度	備品購入	リース等	建物設備 補修工事	修繕、保 守委託	計
平成14年度	76,313,565	58,865,062	10,962,415	34,537,209	180,678,251
平成15年度	52,677,580	62,445,907	37,982,647	20,512,674	173,618,808
平成16年度	28,771,676	63,415,961	18,153,950	30,610,095	140,951,682

（注） 詳細については、別紙1～4のとおり。

この結果、平成16年度においては、備品整備事業費補助金及び建物設備補修工事補助金の合計額1億6,300万円よりも補助目的に合致した備品整備、建物設備整備に係る支出額が下回っていることから、当該補助金に関して、市にその差額分の損害が発生していると言ふべきである。

5 結 論

以上の判断により、本件補助金の返還を求める請求人の主張には一部理由があると認められるので、次のとおり勧告する。

勧 告

監査の結果、平成16年度において医療生協に対して交付された補助金の一部については、不適正な申請、精算に基づく過大な交付であると判断され、措置を講じる必要があるので、法第242条第4項の規定により、次の措置を2か月以内に講じられるよう勧告する。

記

医療生協に対して交付された補助金のうち、平成16年度の22,048,318円について、関係者に対し、しかるべき手続により返還を求めるなど補填措置を講じること。

（意 見）

芦原病院は、同和地区における医療過疎といった地域医療環境の中で、住民の生命の確保、健康の維持増進に寄与してきたところであり、本市においても大阪府市同和地区医療センターとして位置づけ、多額の公金を支出してきた。しかしながら、民間病院に対する支援のあり方、同和対策事業としての本市の主体性のあり方について、関係者間で十分な調整、方向性の確認を欠き、本市への依存体質の見直しが不十分なまま推移してきたことが、今

日の病院の破綻を招いたと考えられる。

監査対象局は、芦原病院に対して市民病院に準じた病院として助成してきたと説明するが、そうであれば、単なる財政援助団体という以上に事務の適正化、経営の効率化を強く求めるべきであった。

しかるに、そのような措置を講ずることもなく不適正な事務処理を重ね、あまつさえ本市に損害を生じさせたことは、断じて許されるべきではない。

ところで、本件請求に先立つ芦原病院への本市貸付金に係る住民監査請求の際、「本市は貸付金の必要性和是非について真摯に検討することなく漫然と貸付けを繰り返しており、病院側に具体的な経営改善策を課すこともなく、恒常化した貸付金によって経営改善を考慮しない姿勢を生じしめたところであり、地対財特法の失効後に見られる経営改善も遅きに失したと言わざるを得ず、民事再生に至る経緯、原因について、市民に対し十分な説明責任を果たさなければならない」旨の意見を付したが、このことは、補助金についても当てはまることである。

時まさに民事再生に係る債権放棄の議案をめぐって責任問題も議論されている最中である。関係者においては、この間における芦原病院をめぐる問題に対する市民の声を真摯に受けとめ、今後、しかるべき対応をとられたい。

(別紙 1)

平成14～16年度 備品購入一覧表
平成14年度

番号	品 目	金額 (円)	確 認 書 類 等
1	メディカル顕微鏡	6,279,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
2	薬剤管理指導業務支援システム	1,327,725	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
3	病院内案内図	1,239,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
4	生物顕微鏡	403,591	通帳確認、請求書、領収書、業者確認
5	白内障器具セット	830,361	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
6	消化管ビデオ内視鏡	2,247,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
7	理学療法リハビリ支援システム	1,153,005	通帳確認、請求書、納品書、銀行振込依頼書、業者確認、現地確認
8	エマージェンシーベッド	421,050	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
9	エアコン4台	1,037,507	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
10	エアコン壁掛式3台	195,048	通帳確認、請求書、納品書、領収書
11	エアコン3台取付工事	294,000	通帳確認、請求書、領収書
12	印刷機	1,243,410	通帳確認、請求書、領収書、業者確認、現地確認
13	ビデオシステム	4,410,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
14	冷凍手術器	283,500	通帳確認、請求書、納品書、領収書
15	処置用照明	267,750	通帳確認、請求書、納品書、領収書
16	低温用エアコン	247,821	通帳確認、請求書、納品書、領収書
17	低温用エアコン取付工事	105,000	通帳確認、請求書、領収書
18	臨床化学分析システム一式(分割払)	15,750,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
19	麻酔器	598,500	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
20	生体現象監視用機器	1,050,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
21	節水システム(長期分割払)	3,088,846	通帳確認、現地確認
22	R I 疾患検査機器(長期分割払)	21,330,813	支払手形(控)、当座勘定照合表、契約書、現地確認
23	C T 装置(長期分割払)	12,510,638	支払手形(控)、当座勘定照合表、契約書、現地確認
	合 計	76,313,565	

平成15年度

番号	品 目	金額 (円)	確 認 書 類 等
1	臨床化学分析システム一式 (分割払)	15,750,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
2	麻酔器モニター	3,675,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
3	細隙灯顕微鏡画像ファイリングシステム	7,192,500	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
4	心動リズム回復装置	399,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
5	消化器高周波焼灼装置	714,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
6	身長計5台・スケール2台・体重計	693,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
7	介護支援用患者管理ソフト	546,000	通帳確認、請求書、納品書、銀行発行振込明細書、業者確認
8	脊椎処置用器械セット一式	1,429,932	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
9	セキュリティシステム	1,627,500	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
10	パソコン2台	945,000	通帳確認、請求書、領収書、業者確認
11	床ずれ対策用備品一式	1,134,626	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
12	ナースコール設備	493,500	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
13	外来応接セット	185,590	通帳確認、領収書
14	医局整備備品10点	1,589,175	通帳確認、請求書、銀行振込依頼書、業者確認
15	パソコン	130,200	通帳確認、請求書、納品書、銀行発行振込明細書
16	軽自動車	577,500	通帳確認、請求書、領収書、業者確認
17	パソコンセット	260,190	通帳確認、請求書、納品書、領収書
18	高圧蒸気滅菌機	315,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
19	ギブスカッター	231,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書
20	生体現象監視用機器	525,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
21	薬品用保冷庫	409,500	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
22	応接セット	111,880	通帳確認、請求書、領収書
23	関節鏡付属品	322,875	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
24	節水システム (長期分割払)	3,088,846	通帳確認、現地確認
25	ＲＩ疾患検査機器 (長期分割払)	10,330,766	支払手形 (控)、当座勘定照合表、契約書、現地確認
	合 計	52,677,580	

平成16年度

番号	品 目	金額 (円)	確 認 書 類 等
1	テレビ・テレビ台・DVDレコーダー	135,450	通帳確認、請求書、納品書、領収書
2	プロジェクター	288,750	通帳確認、請求書、納品書、領収書
3	ワイヤレスアクセスポイント	225,750	通帳確認、請求書、納品書、領収書
4	頭蓋固定装置一式	1,509,900	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
5	血圧変動測定装置	709,800	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
6	X線テレビ装置一式	6,000,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
7	無呼吸症候群検査機器	996,450	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
8	ＣＰＵ一式	134,650	通帳確認、見積書
9	通路監視カメラ等	1,575,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
10	パソコン	130,830	通帳確認、請求書、納品書、銀行発行振込明細書
11	印刷機	120,750	通帳確認、請求書、納品書、銀行発行振込明細書
12	解析機能付心電計	1,197,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
13	角度調整機能付診療台	882,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
14	麻酔器監視記録装置	6,048,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
15	ベッドサイドモニター	1,575,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
16	高速滅菌器	357,000	通帳確認、請求書、領収書、業者確認
17	薬剤投与装置	273,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書
18	電動自転車2台	216,000	通帳確認、領収書
19	解析機能付心電計	997,500	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
20	角膜厚測定装置	2,310,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
21	節水システム (長期分割払)	3,088,846	通帳確認、現地確認
	合 計	28,771,676	

(注) 1 各年度とも金額には消費税を含んでいる。

2 各年度における金額の計上は現金主義を採用している。

3 1件30万円以上の備品(長期分割払を除く。)は取引先照会(業者確認)を実施し、対象備品はすべて支出実績と一致した。

4 1件100万円以上の備品は現地確認を実施し、対象品目はすべて確認した。

5 長期分割払は、金利相当分を試算し控除している。

平成14～16年度 リース等一覧表

(別紙2)

(単位:円)

番号	品 目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	確 認 書 類 等
1	医事総合情報システム	34,700,400	34,700,400	34,700,400	通帳確認、契約書、現地確認
2	輸血ポンプ	93,555	34,020		通帳確認、請求書、契約書
3	酸素濃縮装置	158,760			通帳確認、請求書
4	酸素濃縮装置	347,760	521,640	43,470	通帳確認、契約書、請求書、現地確認
5	酸素濃縮装置	2,749,950	2,796,255	3,024,941	通帳確認、請求書、契約書、現地確認
6	酸素濃縮装置	8,562,645	12,525,975	15,105,447	通帳確認、請求書、契約書、現地確認
7	超音波骨折治療器	108,675		633,150	通帳確認、請求書、契約書
8	放射線機械	3,876,120	3,876,120	3,876,120	通帳確認、現地確認
9	オゾン水生成装置		195,615	373,086	通帳確認
10	内視鏡洗浄器			45,738	通帳確認、請求書、契約書
11	コピー機	97,524	24,381		通帳確認
12	コピー機	562,561	415,745	362,854	通帳確認
13	コピー機	550,364	90,720	90,720	通帳確認
14	コピー機	324,784	319,421	422,089	通帳確認、請求書
15	コピー機		132,678	176,904	通帳確認
16	コピー機			27,216	通帳確認、請求書、契約書
17	FAX、コピー機			414,817	通帳確認
18	パソコン	316,575	61,425	61,425	通帳確認
19	訪問看護ステーション管理システム		381,024	381,024	通帳確認、契約書
20	訪問看護ステーション管理システム			309,960	通帳確認
21	訪問看護ステーション管理システム			120,015	通帳確認、契約書
22	用度管理コンピューター	2,162,538	2,162,538	1,838,157	通帳確認、契約書、現地確認
23	総務用コンピューター	2,611,602	2,611,602	0	通帳確認、現地確認
24	脱臭機	608,013	0	0	通帳確認、現地確認
25	脱臭機	563,760	187,920	0	通帳確認、現地確認
26	電話交換機	469,476	1,408,428	1,408,428	通帳確認、契約書、現地確認
	合 計	58,865,062	62,445,907	63,415,961	

(注) 1 各年度とも金額には消費税を含んでいる。

2 各年度における金額の計上は現金主義を採用している。

3 品目は、支払単位ごとに表示している。

4 1年間で100万円以上の支出のあった品目は現地調査を実施し、対象品目はすべて確認した。

5 リース料の総額には物件の取得価格の外に支払利息、固定資産税（償却資産）、保険料及びリース会社の利益等が含まれているので、購入とのバランスをとるために、貸出の基準となる長期プライムレート及び固定資産税率等を基に当該金額を試算し、リース料の10%（概算査定）を控除している。

(別紙 3)

平成14～16年度 建物設備補修工事一覧表
平成14年度

番号	摘 要	金額 (円)	確 認 書 類 等
1	手術室天井改修工事・電気集塵機取替工事	4,830,000	通帳確認、請求書、領収書、業者確認、現地確認
2	玄関前看板基礎補修工事・6Fエレベータ前床補修工事	262,500	通帳確認、請求書、銀行発行振込明細書
3	流量計交換修理他	115,107	通帳確認、納品書
4	自転車置場、救急入口改修工事	2,625,000	通帳確認、請求書、見積書、領収書、業者確認、現地確認(一部)
5	蓄熱槽整備工事	472,500	通帳確認、請求書、納品書、業者確認
6	クーラーコンプレッサー交換工事	166,582	通帳確認、請求書、納品書、銀行発行振込明細書
7	5F浴場給排水衛生設備工事	294,000	通帳確認、請求書、見積書、銀行振込依頼書
8	新館冷却ファンモーター交換工事	220,500	通帳確認、請求書、銀行振込依頼書
9	受水層修繕	101,976	通帳確認、請求書、納品書、銀行振込依頼書
10	病室401号室天井空調漏れ工事	511,350	通帳確認、請求書、見積書、業者確認
11	旧館冷却塔軸受け部改修工事他	451,500	通帳確認、請求書、銀行振込依頼書、業者確認
12	吸収式冷凍機用流量監視計交換工事	126,000	通帳確認、請求書
13	新館空調機中性能フィルター取換工事	682,500	通帳確認、請求書、見積書、業者確認
14	自動ドア修理	102,900	通帳確認、請求書、見積書
	合 計	10,962,415	

平成15年度

番号	摘 要	金額 (円)	確 認 書 類 等
1	新館冷水コイル・空調室整備工事	4,830,000	通帳確認、請求書、領収書、見積書、業者確認、現地確認
2	厨房給水管量水器取替工事他	3,727,500	通帳確認、請求書、見積書、業者確認
3	屋上看板・防水工事・トイレ出窓工事他	9,574,950	通帳確認、請求書、領収書、業者確認、現地確認(一部)
4	1F通路整備工事	1,312,500	通帳確認、請求書、領収書、業者確認、現地確認
5	屋上防水工事・浴室改装工事他	8,738,100	通帳確認、請求書、見積書、領収書、業者確認、現地確認
6	機械室コンプレッサーオーバーホール	891,450	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認
7	婦人科シャワー取替工事他	446,250	通帳確認、請求書、業者確認
8	高圧絶縁油取替工事他	708,750	通帳確認、請求書、納品書、業者確認
9	整形外科室改修工事他	324,450	通帳確認、請求書、業者確認
10	アルミパーテーション施工工事	140,175	通帳確認、請求書、銀行発行振込明細書
11	厨房エアコン電源工事	112,350	通帳確認、請求書、領収書
12	クロス張替・6F会議室塗装工事他	754,372	通帳確認、請求書、領収書、業者確認
13	婦人科相談室改修工事	353,850	通帳確認、請求書、見積書、領収書、業者確認
14	厨房給湯配管バルブ取付工事他	987,000	通帳確認、請求書、領収書、業者確認
15	冷却塔水槽部補修工事	1,365,000	通帳確認、請求書、見積書、納品書、領収書、業者確認
16	無停電装置据付工事	3,255,000	通帳確認、請求書、納品書、領収書、業者確認、現地確認
17	無停電装置蓄電池交換工事	311,850	通帳確認、請求書、納品書、銀行発行振込明細書、業者確認
18	厨房他床補修工事	149,100	通帳確認、請求書、見積書、領収書
	合 計	37,982,647	

平成16年度

番号	摘 要	金 額 (円)	確 認 書 類 等
1	空調用エアフィルター交換	168,000	通帳確認、請求書、見積書、領収書、業者確認
2	暖冷房系給水管工事	367,500	通帳確認、請求書、見積書、領収書、業者確認
3	5F高圧蒸気減菌器排水管路修理工事	333,900	通帳確認、請求書、見積書、領収書、業者確認
4	冷却塔ドレン量水器取付工事	210,000	通帳確認、請求書、見積書、領収書、業者確認
5	薬局天井内冷温水器保温工事	157,500	通帳確認、請求書、見積書、領収書、業者確認
6	院内各所改修工事	1,008,000	通帳確認、請求書、領収書、業者確認
7	厨房エアコン工事	192,150	通帳確認、請求書、銀行発行振込明細書
8	棟内リフト修理	200,000	通帳確認、請求書、納品書、銀行発行振込明細書
9	6F院長室改修工事	112,350	通帳確認、請求書、領収書
10	6Fリハビリ室屋根他防水補修工事	867,300	通帳確認、請求書、領収書、業者確認
11	喫煙ブース解体工事	218,400	通帳確認、請求書、納品書、銀行発行振込明細書
12	6Fサーバ室・内科外来空調機入替工事	739,200	通帳確認、請求書、領収書、業者確認
13	照明器具設置工事・6Fリハビリ室屋根防水補修その他工事	1,021,650	通帳確認、請求書、領収書、業者確認
14	3F/4F/6F/屋上病院各所工事	239,400	通帳確認、請求書、見積書、領収書、
15	廊下撤去タイル仕上げ工事	189,000	通帳確認、請求書、銀行発行振込明細書
16	シャッター取替他・4F鍼灸室窓枠シール張替工事	359,100	通帳確認、請求書、領収書、業者確認
17	旧館3～5F病室、詰所出窓天井改修工事	1,144,500	通帳確認、請求書、見積書、領収書、業者確認
18	霊安室空調工事	189,000	通帳確認、請求書、銀行発行振込明細書
19	5F手術室廊下改修工事・物品倉庫室改修工事他	1,286,250	通帳確認、請求書、領収書、業者確認
20	新館B1F/4F/6F冷水管配管更新工事・汚水管漏水修理工事他	4,146,450	通帳確認、請求書、見積書、領収書、業者確認
21	4F各所クロス張替工事・溝蓋設置各所改修工事	964,950	通帳確認、請求書、見積書、領収書、業者確認
22	無停電装置蓄電池取替工事	525,000	通帳確認、請求書、見積書、納品書、領収書、業者確認
23	温度コントローラー交換工事	231,000	通帳確認、請求書、領収書
24	各病室棚改修 3.5F湯沸かし土間改修	1,207,500	通帳確認、請求書、見積書、領収書、業者確認
25	ボイラファンオーバーホール	357,000	通帳確認、請求書、納品書、銀行発行振込明細書、業者確認
26	夜間出入口扉改修工事・3～5Fトイレ土間改修工事他	955,500	通帳確認、請求書、見積書、領収書、業者確認
27	照明器具増設及び取替工事	763,350	通帳確認、請求書、見積書、領収書、業者確認
	合 計	18,153,950	

(注) 1 各年度とも金額には消費税を含んでいる。

2 各年度における金額の計上は現金主義を採用している。

3 1件30万円以上の建物設備整備支出について、取引先照会(業者確認)を実施し、1社(廃業)を除いて、すべて支出実績と一致した。

4 建物設備補修工事及び概ね300万円以上の修繕費支出に係る施工箇所については、現地調査を実施し、施工箇所が特定しきれないものが一部あるものの、概ね施工されていたことを確認した。

(別紙4)

平成14～16年度修繕、保守委託一覧表

平成14年度

番号	摘 要	金 額 (円)	確 認 書 類
1	配膳車修繕	276,675	通帳確認、請求書、納品書
2	需要計測計用パソコン修理	136,290	通帳確認、請求書、納品書
3	光源装置、ファイバー内視鏡修理	291,511	通帳確認、請求書、納品書
4	旧館水廻り更新	1,155,000	通帳確認、請求書
5	カルテ棚補修	195,720	通帳確認、請求書、納品書
6	浴室、トイレ補修	441,000	通帳確認、請求書
7	階段スロープ改修	399,788	通帳確認、請求書
8	ビデオシステム修理	236,250	通帳確認、請求書、納品書
9	1Fトイレベビーベッド据付工事	204,330	通帳確認、請求書
10	エンジン、ラジエーター修理	140,910	通帳確認、請求書、納品書
11	配膳車修理	173,775	通帳確認、請求書、納品書
12	医療ガス配管オーバーホール	195,300	通帳確認、請求書、納品書
13	エレベーター保守	3,044,160	通帳確認、契約書
14	検査機器保守、CT点検	19,010,250	通帳確認、契約書、請求書
15	生化学検査自動分析装置保守	1,155,000	通帳確認、契約書、請求書
16	ガンマカメラ保守	4,725,000	通帳確認、契約書、請求書
17	CR及びドライプリンター保守	2,756,250	通帳確認、契約書、請求書
	合 計	34,537,209	